官

施行規則の一部を改正する省令を次のように定め第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号) 〇農林水産省令第五十六号

平成十一年九月六日

七十三号)の一部を次のように改正する。 植物防疫法施行規則 (昭和二十五年農林省令第植物防疫法施行規則の一部を改正する省令 農林水産大臣 中川 昭

七六一種、オリンピック種、コピア種、コロニアアール二八四種、アール四一八種、アグリセット種の」を削り、同表第三十中「アール二四八種、ズ種、トラスト種、ドンビート種及びベルモンド種、エビータ種、オハイオ七九八三種、サンライ 種、ソーラーセット種、デバインレイプエフ五〇ル種、サニー種、サンビーム種、シャディレディー 五種、ピーエスエックスー九三九二種、ビーエッ へ。)」を削り、付表第九を次のように改める。 く。)」を削り、付表第九を次のように改める。 『項植物の欄中「(付表第九に掲げるものを除別表二の一の項地域の欄中「、チリ」を削り、 別表二の付表第二十七中「エイチワイ九四七四

種及び二四六種の」を削る。ボニータ種、メースド種、六八種、

チエヌ二七〇種、ピージェイエックス六〇一五種、 エヌ九五種、ビーエッチエヌー五三種、ビーエッ チエヌ二種、ビーエッチエヌ二三種、ビーエッチ

この省令は、 公布の日から施行する。